

事 務 連 絡
令和6年4月22日

市町公費解体担当課 様

石川県生活環境部資源循環推進課

公費解体される家屋からの家財の取り出しについて

日頃より災害廃棄物処理にご尽力いただきありがとうございます。

さて、公費解体においては、家財が大量に残置されることで、解体日数が長くなることが懸念されています。

貴市町におかれては、今後、公費解体が本格化していく中で、安全に十分配慮した上でボランティアと連携していただくなどにより、環境省の指針¹⁾に従い、できるだけ家財を取り出しおくことが、迅速な解体につながることを、公費解体の申請者等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、環境省のマニュアル²⁾にもあるように、災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等は災害廃棄物として処理できますので、念のため申し添えます。

※本事務連絡の趣旨については、貴市町ホームページに掲載いただくなど、周知についてご協力をお願いします。

1)：災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）

撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらう。

2)：公費解体・撤去マニュアル第4版（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）

質疑応答集

問20 家屋内に残置された家財・家電などの撤去は対象となるか。

○家屋内に残置された家財・家電等のうち、貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事前に被災者により持ち出す必要がある。

○災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は、補助対象となる。

事 務 担 当
石川県資源循環推進課
岡、小浦
(076)225-1471